浜松市健康福祉部介護保険課長 大村 貴弘

居宅介護支援事業者が介護予防支援事業所の指定を受ける場合の取扱いについて

日ごろ、本市の介護保険事業に、御理解と御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、介護保険法の一部改正により、令和6年4月から地域包括支援センターの設置者に加え、指定 居宅介護支援事業者も市の指定を受けて介護予防支援事業を実施できることとなります。

つきましては、介護予防支援事業の指定を希望される事業者におかれましては、下記の内容を御確認いただき、介護保険課へ新規指定に係る申請をしていただきますようお願いします。

記

1. 指定要件の概要

- ・居宅介護支援事業の指定を受けていること。
- ・管理者が主任介護支援専門員であること。
- ・居宅介護支援事業者が介護予防支援事業の指定を受けて行う場合は472単位
- ※ 今後、厚生労働省の通知により変更となる場合があります。

2. 新規指定申請について

下記の書類を、浜松市ホームページからダウンロードのうえ、介護保険課へ提出ください。

- ・指定申請書類チェックリスト
- ·指定申請書(第1号様式)
- 付表(様式26)
- ・登記事項証明書(全部事項証明)(「介護予防支援」事業ができる規定があるか御確認ください。)
- 誓約書
- ・手数料 20,000円(浜松市収入証紙の貼付又は納入通知書での納付になります。)

3. 申請の期限について

指定希望日に応じて、下表のとおりとします。

指定希望日	提出期限
令和6年4月1日	令和6年3月25日(月)
	※提出期限まで短く申し訳ありません
令和6年5月1日	令和6年4月15日(月)
令和6年6月1日以降	指定希望日の1月前

4. 提出方法

電子申請、郵送、持参のいずれか(必着)

5. 提出先

浜松市介護保険課 指導第1グループ 〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2

6. 問い合わせ

浜松市介護保険課 指導第1グループ 電 話 053-457-2875

7. 浜松市ホームページ

https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kaigo/welfare/20240308kaigo-yobou-shien.html